

令和 8 年 7 月 15 日

各 位

羽島市子育て・健幸課長
羽島市保険年金課長

児童扶養手当現況届の提出および父子・母子家庭等福祉医療費受給者証の
更新の手続きについて（ご案内）

平素より羽島市行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、児童扶養手当の受給にあたっては、児童扶養手当法の規定により毎年 8 月末
までに「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。

また、父子・母子家庭等福祉医療費受給者証についても、令和 8 年 10 月 31 日まで
の有効期限となっておりますので、更新の手続きが必要となります。

つきましては、下記のとおり手続きをお願いします。

記

1. 受付期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで
2. 受付時間 平日 午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで （※予約優先）
休日 8 月 9 日（日）・8 月 23 日（日） （※完全予約制）
午前 8 時 45 分から午前 11 時 40 分まで
3. Web 予約の方法 別紙①を参照してください

窓口混雑緩和のため、来庁日時の事前予約を Web にて行います。
事前予約を行わなかった場合は、長時間お待ちいただくことがあります。
4. 受付場所 羽島市役所 子育て・健幸課 手当係（1 階 31・24 番窓口）（裏面参照）
5. 持ちもの 別紙②を参照してください
（現況届の用紙は、市役所窓口にあります）

※ 児童扶養手当現況届は、受給者の受給資格や所得などの審査を行い、支給額を
決定するためのものです。届出をされないと、手当を受給できなくなる場合が
ありますので、期間内に必ず手続きをお願いします。

《お問い合わせ先》 羽島市役所 TEL 058-392-1111
【児童扶養手当について】 子育て・健幸課 手当係（内線 2525）
【受給者証について】 保険年金課 後期高齢・福祉医療係（内線 2267）

裏面もご覧ください

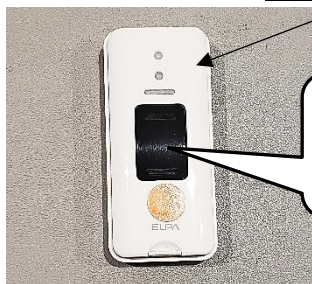
児童扶養手当現況届窓口のご案内

①正面入口から入り、そのまま正面に向かって歩いてください。
（「30」と表記された赤色の掲示があります。）

②窓口のうち、**31番窓口**と**24番窓口**が、児童扶養手当現況届専用の窓口です。



③上記窓口に置いてある**呼び出しボタン**を押してください。



黒い部分（ボタン部分）を
押してください。

④上記窓口が空いていない場合は、待合スペースのソファに座って、しばらく
お待ちいただき、空いたら呼び出しボタンを押してください。
※児童扶養手当現況届と併せて、福祉医療費受給者証の更新手続きも行います。

